

条 例 見 直 し 調 査

		作成年度	平成21年度
条 例 名	神奈川県特別母子福祉資金貸付条例		
条 例 番 号	昭和45年神奈川県条例第30号	法 規 集	第6編第1章第3節の2
所 管 部 局 室 課	保健福祉部子ども家庭課		
条 例 の 概 要	母子福祉資金又は寡婦福祉資金(以下「国制度」という。)の貸付けを受けている者に対して併せて貸し付ける神奈川県特別母子福祉資金の貸付けに関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。) 	制度創設当初は国制度による貸付限度額が低額であったため、これに上乘せして資金を貸し付けることを定める本条例の意義は大きかったが、今日では国制度による貸付けも充実しており、引き続きこの制度を維持する必要性は低い。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。) 	平成11年度以降は新規の貸付けはなく、また、平成13年度末をもって継続貸付けも終了していることから、本条例の目的である国制度による貸付けを受けている者の経済的自立の助成と生活意欲の助長に関する有効性は低い。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。) 	国制度による対応が可能であり、効率性は低い。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。) 	神奈川力構想では、主要施策として「子ども・子育てを支える社会環境の整備」が掲げられており、母子家庭等の職業能力開発、就労支援等の充実は基本方針に相当したものであるが、これらの事項については国制度による対応が可能であり、本条例に基づく制度を維持することについては整理が必要である。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。) 	神奈川県特別母子福祉資金の貸付け、償還、免除等について規定するものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	廃止を検討する。	国制度による対応が可能であることから、廃止を検討する。	本条例を廃止する場合には、本条例に基づいて償還中の者に関する経過措置を講ずる必要がある。
次回見直し予定	-	見直し規定の有無	有 無